

暮らしの中の心配ごとや困りごと…。 どこに相談したらいいかわからない。 そんなことはありませんか？

くらしの相談員は、皆さんが地域において生活する上で抱える様々な「悩み、心配ごと」についての相談を受け付けています。また、消費生活、虐待、配偶者による暴力などの相談もお受けします。

今回は、配偶者による暴力（DV）の説明とくらしの相談員の対応内容をお知らせします。

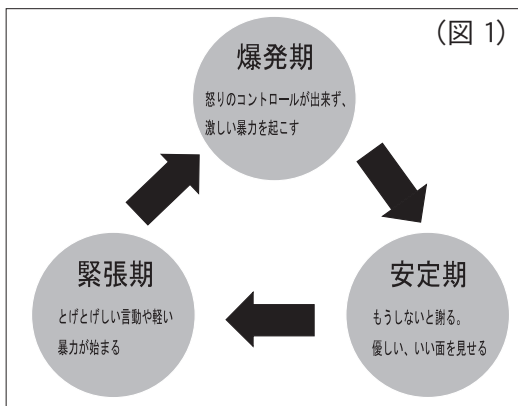
DV（ドメスティック・バイオレンス）とは

DV（ドメスティック・バイオレンス）とは、配偶者やパートナーなどからの暴力のことで、いくつもの種類があり、突発的に起こる暴力や反復的・継続的に起こる暴力パターンは下表（表1）のとおりです。

DVの行動サイクル

DVの加害者はいつも暴力的とは限らず、暴力が爆発した後には反省して謝ったり、やさしくふるまうといったことが繰り返される行動サイクル（図1）が見られます。

暴力の後のおとなしい時期（安定期）があることにより、被害を受けている女性（男性）は、やさしい彼（彼女）が本当の彼（彼女）で「暴力はいつかなくなる」と希望を抱いたり、自分だけが相手のことを分かってあげられるといった気持ちを持つてしまいがちです。このサイクルを繰り返しながら、徐々に暴力の頻度が高まったり、程度が深刻化する傾向があります。



（表1）DVの種類

| |
|---|
| <p>●身体的暴力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なぐる、ける ・平手で打つ、物を投げつける ・髪をひっぱる、首をしめる ・熱湯をかける、たばこの火を押しつける ・包丁などの刃物を突きつけて脅す |
| <p>●経済的暴力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・生活費を渡さない、使わせない ・収入を取り上げる ・支出を細かく監視する ・外で働くことを妨げる ・借金を重ねる、酒やギャンブルで生活費を使い込む |
| <p>●精神的暴力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脅す、大声でののしる ・何を言っても無視する ・見下す、欠点をあげる ・性別による役割を決めつける ・大切にしているものを壊したり捨てたりする |
| <p>●社会的暴力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・手紙、電話をチェックする ・行動を監視したり制限する ・親兄弟、友人とのつき合いを禁止する ・就業、社会参加などを制限する |
| <p>●性的暴力</p> <ul style="list-style-type: none"> ・脅しや暴力で、意に反する性的行為を強要する ・避妊に協力しない ・中絶を強要する ・見たくないのにポルノ雑誌やビデオを見せる |

勇気を持って相談を

DV被害者は、本人が声を上げることが解決の第一歩です。そのためには、まず声に出して言うこと、ひとりで悩まず勇気を持って相談することです。相談しても「理解してもらえない」と思い込まず、相談することで、事態を客観的にみることができ、解決の糸口を見つける可能性も出てきます。

くらしの相談員が配偶者による暴力（DV）の相談を受けた場合は、関係機関を適切に利用できるように最後まで丁寧にサポートします。秘密は守ります、安心してご相談ください。

| くらしの相談員 | 窓口相談受付日時 | 連絡先 |
|------------------------|-------------------|-------------------|
| 保健センター (相談員 神谷和夫) | 月・火・木 (9時～16時) | 080 - 6085 - 2262 |
| ぬくもりセンター (相談員 渡邊輝夫) | 月・水・金 (9時～16時) | 080 - 6085 - 2263 |

※訪問相談も行なっていますので、上記窓口相談開設時にご連絡ください。